

令和5年6月1日

児童扶養手当受給資格者様

羽島市長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について（ご案内）

食費等の物価高騰に直面し、影響を受けているひとり親世帯を支援するため、該当される方へ下記のとおり給付金を支給します。

給付基準に該当される方は申請してください。

記

1. 対象者

食費等の物価高騰を受けて家計が急変し、給付金の申請月に近接した月の収入額等が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
※下記の申請書類②から④で、家計急変後の年間収入見込額等を算出した結果、給付基準に該当される方

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 申請書類

全対象者提出

①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

②簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）【家計急変者】

扶養義務者等がいる場合のみ提出

③簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】

上記②、③の収入要件は満たさないが、所得要件を満たす場合のみ提出

④簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】

（裏面に続く）

4. 添付書類 ※3の申請書類に加え、次の書類を添付してください。

- ・申請者の本人確認書類の写し
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等)
- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
(金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる部分)
- ・戸籍謄本または戸籍抄本
(児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です)
- ・申請者本人及び扶養義務者等の令和5年1月以降の家計急変後の任意の月(可能な限り給付金の申請月に近接した月)の収入額(1カ月分)が分かる書類
(給与明細書、年金振込通知書、事業収入または不動産収入の帳簿等)
※なお、状況に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

5. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、添付書類とともに羽島市役所窓口へ直接、または郵送にて提出

6. 申請先

① 来庁する場合

羽島市役所 子育て・健幸課 手当係 (1階 30番窓口)

午前8時30分から午後5時15分まで

(土日祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く)

※窓口混雑回避のため、来庁日時を事前にご連絡ください。

② 郵送の場合

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 健幸福祉部 子育て・健幸課 手当係 行

7. 申請期限

令和6年2月29日(木) ※郵送の場合、必着

8. 給付日

申請受付月の翌月下旬(予定)に、申請口座に振り込みます。

支払が決定したら、支払日等を記載した「支払通知書」を発送しますので、ご確認ください。

※申請書類に不備等があった場合は給付日が遅れます。

《申請先・お問い合わせ先》

羽島市役所 子育て・健幸課 手当係

(1階 30番窓口)

電話 058-392-1111 (内線 2525)